

## 議案第78号

損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて

おいらせ町と甲との間で和解を別紙のとおり成立させるため、議会の議決を求める。

平成30年12月6日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

損害賠償請求事件について損害賠償額を定め和解を成立させるため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項及びおいらせ町病院事業の設置等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第147号）第6条の規定により提案するものである。

1 損害賠償請求人について

(1) 損害賠償請求人 甲

2 損害賠償被請求人について

(1) 損害賠償被請求人 乙（おいらせ町）

3 損害賠償額について

(1) 損害賠償額 2, 800万円

4 仮合意書の和解条項について（平成30年11月1日締結）

(1) 乙は、甲に対する治療に対応の遅れがあったことについて謝罪し、乙が経営・管理する医療機関における当直体制等の改善に努力することを約束するとともに、甲に対し、賠償金として金2, 800万円を、甲の指定する口座に、乙の議会の議決がなされてから1か月以内に送金して支払う。

(2) 甲は、乙及び乙の職員に対して、前項の賠償責任を除き、民事、刑事、及び行政的な責任追及を行わないことを約束する。

(3) 甲及び乙は、本件に関し、正当な理由無く第三者に口外しないことを相互に確認する。

(4) 甲及び乙は、本件に関し、本合意書に定めるほか、甲乙間に何ら債権債務のないことを相互に確認した。

(5) 甲及び乙は、仮合意書が議会の議決を経たときは、これを本合意書とみなすことを相互に確認した。

(6) 本合意を証する為に、甲・乙各記名押印の上、各1通を所持する。

5 過誤の内容について

平成26年1月16日に入院し1月21日に大腸の手術治療を受け

ていた甲が、2月1日の午前10時20分に両下肢動脈血栓症を発症し、両下肢麻痺及びチアノーゼが出現しました。

容態が急変した段階で、主治医は携帯電話の届かない場所におり、他の外科医も研修等で電話が通じない状態で2時間後に連絡が取れ、血栓溶解剤を投与しCT造影検査等を行いました。

血栓症発症から6時間以内に血栓を除去できなければ救済できない状況下で、八戸市立市民病院へ転院するまでに6時間を経過、さらに左下肢血栓除去手術まで3時間を要しました。

生命に危険があるため右下肢の手術はできずその後、壊死のため右下肢切断と血流障害により左下肢に痛みと痺れの後遺障害を生じさせ、甲は自力立位と歩行が困難な状況となっております。

## 6 医療安全対策について

今後のおいらせ病院の診療体制の安全対策として、日当直時の連携体制の充実と医療安全管理者を配置し、医療安全委員会の活動と医療安全研修の強化を図っていくものであります。